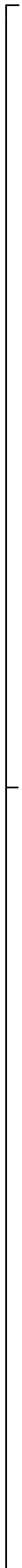


○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）

改正後	現行
<p>（本人確認の対象から除かれる取引）</p> <p>第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 令第八条第一項第一号ハ又はニに掲げる取引のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十三条の二第二項の規定による信託に係る契約の締結又は同項の規定による信託に係る信託行為若しくは信託法（平成十八年法律第百八号）第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立</p> <p>ロ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百四十三条の二第一項に規定する顧客区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立</p> <p>二〇十三（略）</p>	<p>（本人確認の対象から除かれる取引）</p> <p>第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 令第八条第一項第一号ハ又はニに掲げる取引のうち、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十三条の二第二項の規定による信託に係る契約の締結又は同項の規定による信託に係る信託行為若しくは信託法（平成十八年法律第百八号）第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立</p> <p>二〇十三（略）</p>



## 附 則

この命令は、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第 号）の施行の日から施行する。